

岐阜県公報

第二千七百八号

平成二十七年十二月十八日

(金曜日)

目次

公安委員会規則

岐阜県使用済金属類営業に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (生活安全総務課) 八四三^{ページ}

不正競争防止法第三十五条第三項の規定に基づく没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則 (生活環境課) 八四四

告示

道路の区域変更 (道路維持課) 八四四

道路の供用開始 (同) 八四四

土砂災害特別警戒区域の指定の一部解除 (砂防課) 八四五

身体障害者福祉法に基づく医師の指定 (身体障害者更生相談所) 八四五

公示

落札者等に関する公示 (情報企画課) 八四六

公共測量の実施 (用地課) 八四六

指定自立支援医療機関の指定 (身体障害者更生相談所) 八四六

指定自立支援医療機関の変更届出 (同) 八四七

公安委員会規則

岐阜県使用済金属類営業に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月十八日

岐阜県公安委員会

委員長 石井成一

岐阜県公安委員会規則第九号

岐阜県使用済金属類営業に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県使用済金属類営業に関する条例施行規則(平成二十五年岐阜県公安委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一号水中「住民基本台帳法第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード(当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限り。)」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カード」に改める。

附則

1 この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十五年法律第二十八号)第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた住民基本台帳カード(この規則による改正後の岐阜県使用済金属類営業に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)(第十七条の相手方(自然人に限る。))の氏名、住所及び生年月日の記載があるものに限る。)は、新規則第十七条第一号水の個人番号カードとみなして、新規則の規定を

適用する。

不正競争防止法第三十五条第三項の規定に基づく没収保全等を請求することができる
司法警察員の指定に関する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月十八日

岐阜県公安委員会

委員長 石井成一

岐阜県公安委員会規則第十号

不正競争防止法第三十五条第三項の規定に基づく没収保全等を請求することができる
司法警察員の指定に関する規則

岐阜県警察の警察官のうち、不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第三十五条
第三項の公安委員会が指定する警部以上の者は、次に掲げるとおりとする。

- 一 岐阜県警察本部長の職にある者
 - 二 岐阜県警察本部の生活安全部、刑事部、交通部又は警備部に勤務する警部以上の階級にある警察官
 - 三 警察署に勤務する警部以上の階級にある警察官
- 附 則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第七百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を
次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年十二月十八日から二週間岐阜県土整備部道路
維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月十八日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員メ ートル	延 長 メ ートル	備考
一般 国道	四百七十 一号	飛騨市河合町角川字赤城 一九三四番一地从先から 同 市同 町同 字同 一九二七番地先まで	前	三〇 〇	二七〇 〇	一 般 道 路 四 百 七 十 号 と 重 用
			後	三〇 〇	二四八 〇	
		飛騨市河合町角川字牧ヶ 平一九九四番一地从先から 同 市同 町同 字同小 野平二〇三四番四地从先ま	前	二四 〇	六七 〇	
			後	二〇 〇	六四 〇	

岐阜県告示第七百十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供
用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年十二月十八日から二週間岐阜県土整備部道路
維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月十八日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延 長 メ ートル	供用開始 の期日	備 考 （区域 決定の 又は 年月日 告示 ほか）

一般 国道 四百七十 一号	飛騨市河合町角川字赤城一九 三四番一地从先から 同 市同 町同 字同 一九 二七番地先まで 飛騨市河合町角川字牧ヶ平一 九九四番一地从先から 同 市同 町同 字同小野平 二〇三四番四地先まで	三六〇〇 平成 二七・三・二六 平成 二七・三・二六	三六〇〇 平成 二七・三・二六 平成 二七・三・二六
------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------	----------------------------------------

岐阜県告示第七百一十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十四年岐阜県告示第五百二十七号）のうち次の区域の一部について指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十七年十二月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小洞谷2	下呂市萩原町西上田	次の図のとおり	土石流

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県下呂土木事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第七百一十二号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として次のとおり指定したので、岐阜県身体障害者福祉法施行細則（平成五年岐阜県規則第九十号）第五条の規定により告示する。

平成二十七年十二月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

担当科目	医師氏名	勤 務 場 所	指定年月日
内 科	寺倉 陽一	寺倉医院	平成二七・三・三〇
整形外科	次田 雅典	郡上市民病院	同
外 科	浅田 崇洋	岐阜県立多治見病院	同
耳鼻咽喉科	久保田 亘	みはなのどオ レンジクリニツ ク	同
眼 科	犬塚 裕子	いぬづか眼科	同
同	水谷 匡宏	土岐市立総合病 院	同
内 科	住田 有弘	土岐市立総合病 院	同
整形外科	嶋田 航也	大垣市民病院	同
内 科	所 史隆	揖斐厚生病院	同
耳鼻咽喉科	中川佐和子	多治見市民病院	同
内 科	市川 智亮	東可児病院	同
外 科	安藤 徹	東可児病院	同
内 科	横畑 幸司	久美愛厚生病院	同
消化器内科	阿知波宏一	東海中央病院	同
外 科	野村 尚弘	岐阜県立多治見 病院	同
内 科	佐藤 寛之	高山赤十字病院	同

同 小椋美知則 東海中央病院 各務原市蘇原東島町四 同

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十七年十二月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

1 特定役務の名称及び数量 情報セキュリティ機器の導入及び賃貸借・保守維持管理業務委託 一式

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 平成27年10月9日

4 落札者を決定した日 平成27年11月20日

5 落札者の住所及び氏名 愛知県名古屋市中区錦一丁目1番11号

ネットワックスラム株式会社 中部支社

支社長 中村 淳一

6 落札金額 25,920,000円

7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

(1) 部署の名称 岐阜県総務部情報企画課情報システム係

(2) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省中部地方整備局庄内川河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年十二月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局庄内川河川事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業期間

平成二十七年十二月十四日から

同 二十八年三月三十日まで

四 作業地域

多治見市及び土岐市

指定自立支援医療機関の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十七年十二月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

育成医療・更生医療に係るもの

（病院・診療所）

名 称	所 在 地	自立支援医療を担当する診療科名	担当しようとする医療の種類	自立支援医療の種類	年 指 月 日 定
みみはなのど オレンジクリ ニツク	揖斐郡池田町池野 三〇〇三	耳・鼻・咽喉科 アレルギー科	耳鼻咽喉科	育成・更生	平成 二七・三・一

（薬局）

名 称	所 在 地	医療の種類	年 指 月 日 定
		自立支援医療の種類	

クスリのアオキにんじ ん通り薬局	各務原市鷺沼各務原町四 三二	育成・更生	平成 二七・三・一
株式会社ウラタ薬局新 町店	各務原市那加前洞新町四 一七	同	同
株式会社鍵屋永田薬局	下呂市金山町下原町三三五 四	同	同
かかみの中央薬局	各務原市蘇原東島町四 九二、 一〇一	育成・更生	同
末広薬局	多治見市末広町七四	同	同
きらら調剤薬局	可児郡御嵩町上恵土一一一 五	同	同
ピノキオ薬局美山店	山県市岩佐高屋前八二八 一	同	同
ライン調剤薬局大井店	大垣市大井二 四四 五	同	同
あさひ薬局	多治見市前畑町五 八五 三	同	同
あおい調剤薬局	可児市羽崎二四五 四	同	同
さくら調剤薬局	瑞穂市只越九〇七 三	同	同
シンエイ調剤薬局	土岐市泉神栄町四 八 三	同	同

指定自立支援医療機関の変更届出

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により次の指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十七年十二月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

育成医療・更生医療に係るもの
(薬局)

名 称	所 在 地	自立支援 医療の種類	変 更 日
-----	-------	---------------	-------------

ピノキオ薬局岐南店	羽島郡岐南町八剣一 一三二	育成・更生	平成 二七・〇・一
ファークロス薬局東神田	不破郡垂井町東神田二 二二三	同	平成 二七・二・一
ファークロス薬局ひばり	不破郡垂井町空録三二二〇 四	同	平成 二七・二・一

平成二十七年十二月十八日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社